

伊東市文化財等調査整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊東市に所在する文化財等の保護及び公開のため、個人又は団体(以下「団体等」という。)が行う文化財等の調査、整備等の事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において伊東市文化財等調査整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付し、文化財等の適正な保存を行うことを目的とし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則(昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(文化財等の定義)

第2条 この要綱において「文化財等」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)又は伊東市文化財保護条例(昭和39年伊東市条例第35号)で指定された文化財(以下「指定文化財」という。)及び次に掲げるもので、市長が文化財に準じるものとして認めたものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、古文書その他の有形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、本市における生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 遺跡、史跡又は伝承地で、本市にとって歴史上、芸術上又は学術上価値の高いもの
- (5) 海浜、山岳その他名勝地で、本市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
- (6) 動物、植物、地質鉱物その他自然の所産で、本市にとって学術上価値の高いもの
- (7) 地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観地で、本市における生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- (8) 周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、本市にとって価値の高いもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 文化財等の所在確認、管理又は保存のための調査事業

- (2) 文化財等の修復又は保存のための事業
- (3) 文化財等の公開、継承又は普及のための事業
- (4) その他文化財等に係る事業

2 前項の事業でこの要綱の補助金の交付を受けて実施したものの維持管理に係る事業は、市長が必要と認める場合を除き、補助対象としない。

(事業年度)

第4条 補助金の交付の対象とする事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額及び交付制限)

第5条 補助金の額は、当該事業年度における補助対象事業に要する経費の4分の3以内とし、原則として1事業年度において1事業につき50万円を限度とする。

2 前条の事業について、実施期間が複数年度にわたる場合（以下「継続的事业」という。）は、各年度ごとに予算の範囲内において補助金の交付を決定する。この場合において、最初に補助金の交付を受けた年度の翌々年度を超えて補助することはできない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、規則第3条に定める補助金等の交付申請書に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（新規・変更）（第1号様式）
- (2) 収支予算書（新規・変更）（第2号様式）
- (3) 設計書、図面及び写真
- (4) その他必要と認める書類

2 補助対象事業が継続的事业である場合、前項の書類に併せて全体計画書（第3号様式）を提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを検討し、その交付の決定をしなければならない。

(交付条件)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付決定について、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を中止

し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、伊東市文化財等調査整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の進捗よく状況を明記した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業完了後の文化財等については、事業の完了後においても、補助事業者が、善良な管理者の注意をもって管理、復旧その他運営に当たるものとする。

（変更の承認申請）

第9条 前条第1号の変更承認申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（新規・変更）
- (2) 収支予算書（新規・変更）
- (3) 変更設計書、図面及び写真
- (4) その他必要と認める書類

（決定の通知）

第10条 市長は補助金の交付の決定をしたときは、速やかに規則第6条に定める補助金の交付額決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第11条の補助事業等完了報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。

2 規則第11条の補助事業等完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書（第5号様式）
- (2) 図面及び完成写真
- (3) その他必要と認める書類

（額の決定）

第12条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助

金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認められた場合は交付すべき補助金の額を確定し、又は決定額に変動を生じた場合は、その額を算定し、規則第13条に定める補助金の確定通知書により補助事業者に通知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。